令和５年度

介護保険料のお知らせ

普通徴収
（口座振替）

令和５年度の介護保険料が決定しました

介護保険料を普通徴収(口座振替)により納める方へ、**令和5年度の介護保険料年額をお知らせします**。

令和5年度の介護保険料は令和4年中(令和4年１月～12月)の本人の所得や世帯の住民税課税状況に基づき計算します。**必ず通知書の記載内容をご確認ください**。

各期保険料は、**納期限日に指定口座から引き落とされます**。

保険料の決まり方　～介護保険事業の大切な財源です～

●介護保険の財源

介護保険の財源は半分が「公費(国や自治体の負担金)」、残り半分は40歳以上のみなさんが納める「保険料」から成り立っています。介護保険を健全に運営していくために、保険料の納付にご理解をお願いします。

＜ 介護保険の財源 ＞

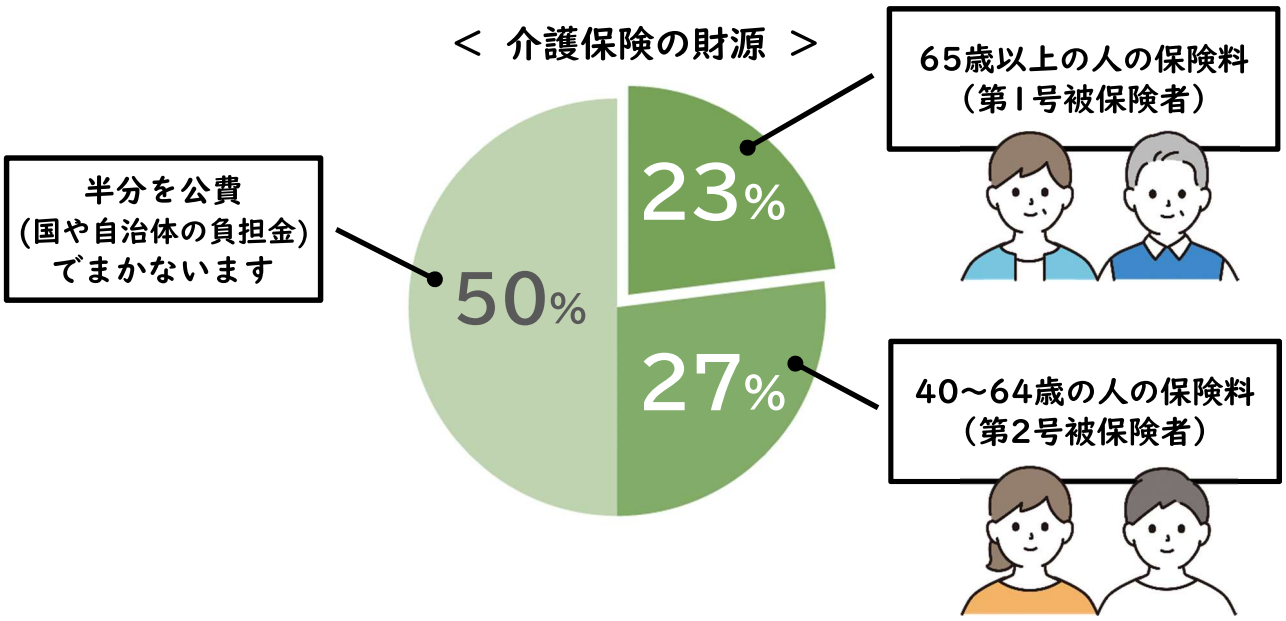

●介護保険料の決まり方

65 歳以上の人の介護保険料は、市で令和3年度～令和5年度の3年間に必要な介護サービスの総費用(推計)から算出された「基準額」をもとに、前年の本人の所得や世帯の課税状況に応じて決定されます。

＜ 基準額の算出方法 ＞

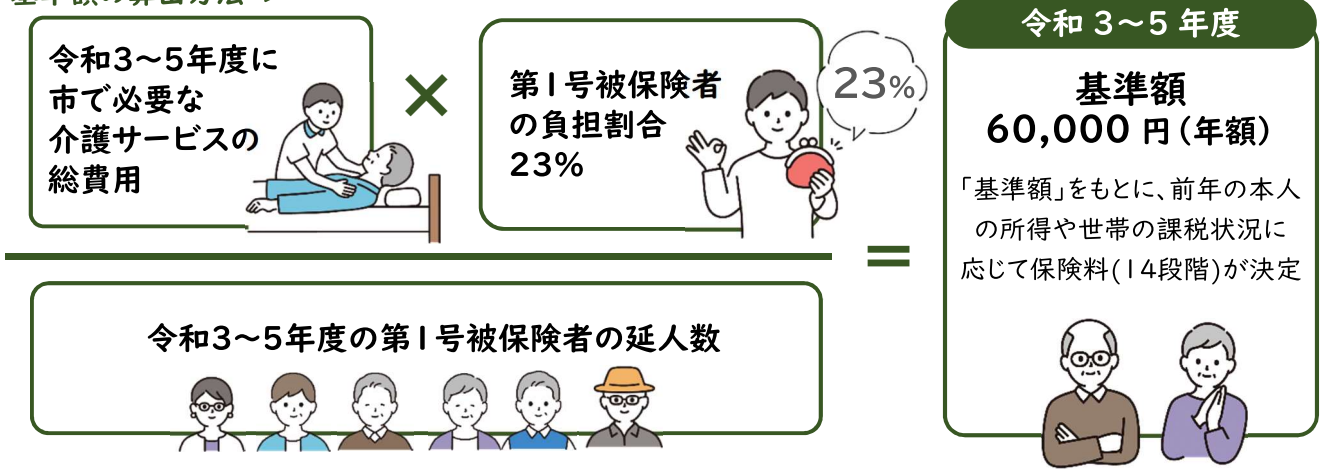

あなたの介護保険料は？

６５歳以上の人（第１号被保険者）

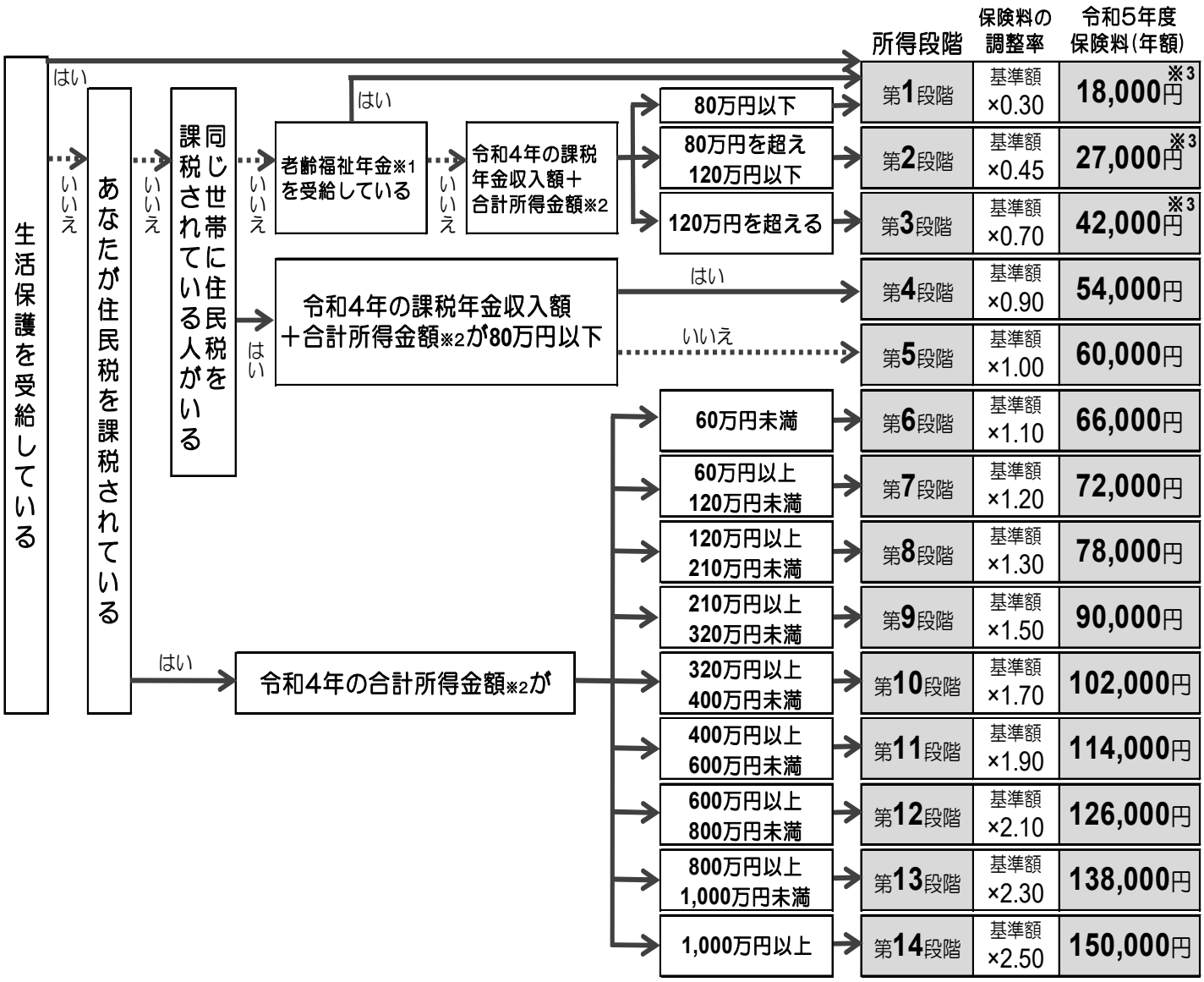

※1…老齢福祉年金とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

※2…合計所得金額とは、「収入」から「必要経費」を控除した額から、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」「年金収入に係る所得額(第1～5段階のみ)」を控除した額となります。また、<u>第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を、第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得または公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額となります</u>。

※3…第1～3段階は、公費負担による軽減後の金額。

４０歳から６４歳までの介護保険料は、医療保険料に含まれています

●40歳から64歳までの介護保険料は、それぞれ加入している医療保険の中で医療保険料と一緒に納めています。保険料額に関しては、各医療保険組合にお問い合わせください。

納入通知書の見方

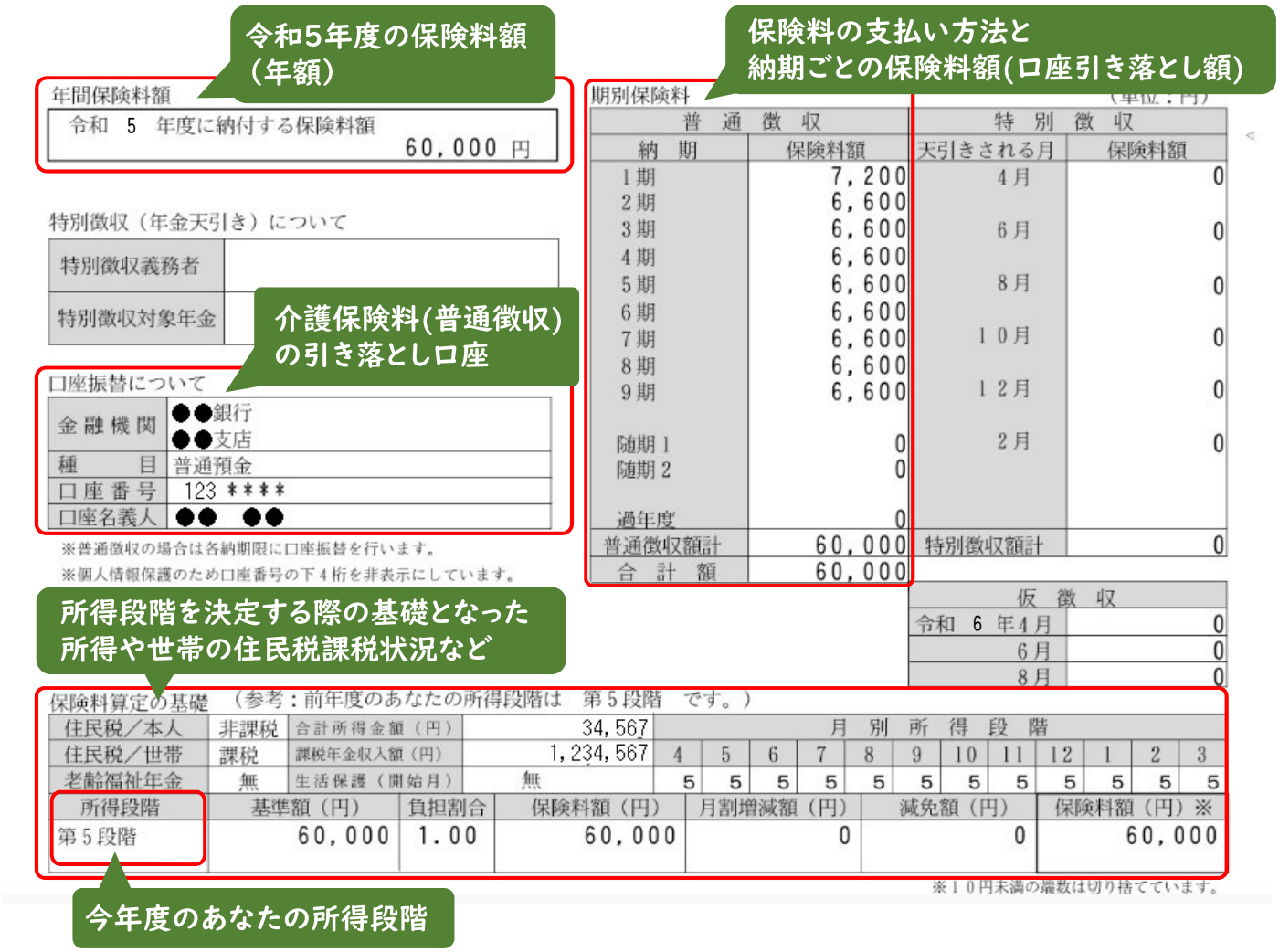

年間保険料額

令和 5 年度に納付する保険料額 60,000 円

特別徴収（年金天引き）について

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

口座振替について

金融機関	●●銀行 ●●支店
種目	普通預金
口座番号	123 ****
口座名義人	●● ●●

※普通徴収の場合は各納期限に口座振替を行います。
※個人情報保護のため口座番号の下4桁を非表示にしています。

期別保険料 （単位：円）

普通徴収 納期	保険料額	特別徴収 天引きされる月	保険料額
1期	7,200	4月	0
2期	6,600		
3期	6,600	6月	0
4期	6,600		
5期	6,600	8月	0
6期	6,600		
7期	6,600	10月	0
8期	6,600		
9期	6,600	12月	0
随期1	0	2月	0
随期2	0		
過年度	0		
普通徴収額計	60,000	特別徴収額計	0
合計額	60,000		

仮徴収	
令和6年4月	0
6月	0
8月	0

保険料算定の基礎 （参考：前年度のあなたの所得段階は 第5段階 です。）

				月別所得段階											
住民税／本人	非課税	合計所得金額（円）	34,567	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
住民税／世帯	課税	課税年金収入額（円）	1,234,567												
老齢福祉年金	無	生活保護（開始月）	無	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

所得段階	基準額（円）	負担割合	保険料額（円）	月割増減額（円）	減免額（円）	保険料額（円）※
第5段階	60,000	1.00	60,000	0	0	60,000

※10円未満の端数は切り捨てています。

普通徴収の納期限（口座引き落とし日）

1期	R5.7.31（月）	4期	R5.10.31（火）	7期	R6.1.31（水）
2期	R5.8.31（木）	5期	R5.11.30（木）	8期	R6.2.29（木）
3期	R5.10.2（月）	6期	R5.12.28（木）	9期	R6.4. 1（月）

※納期限は月末日（12月は28日）ですが、月末日が土日祝日の場合は翌平日に設定されます。

介護保険料の納め方

普通徴収

●**年間の保険料を9回の納期に分けて、口座振替で納めます**（100円未満の端数が出た場合は、最初の納期にまとめます）。

※ 市から翌年1月に振替済通知書をお届けします。

※ 支払方法が特別徴収(年金天引き)に切り替わった場合は、口座振替を中止します。

●**年度の途中で65歳到達または転入した方**は、**該当月から**宗像市の介護保険料がかかります。

●**年度の途中で亡くなったり転出したりした方**は、その**前月分まで**の保険料がかかります（月の末日にお亡くなりになった方は、当月分までかかります）。

●普通徴収による保険料は、世帯主と配偶者が連帯納付義務を負います。

介護保険料　Q＆A

Q. 5月に65歳になりました。いつから保険料を納めればいいのですか？

A. 65歳の誕生日の前日の属する月の分から月割で算定した保険料を納めます。

5月1日生まれの場合 ➔ 4月分から納めます
5月2日生まれの場合 ➔ 5月分から納めます

【例】5月2日生まれの人で第５段階（年額60,000円÷12月＝月額 5,000 円）の場合
➔保険料の年額は、月額5,000円×11月＝55,000円　年額55,000円を9回に分けて納めます。

Q. 年金天引きに切り替わるのはいつごろですか？

A. 月額1万5千円以上の老齢年金などを受給される人の介護保険料は、特別徴収(年金天引き)となります。なお、65歳になった人や転入した人、また前年度の途中で介護保険料額が減額になり年金天引きができなかった人の保険料の支払方法が年金天引きに切り替わるまでには、半年から1年ほどの時間がかかります。切り替え時期はそれぞれ異なります。

【例】令和5年5月に65歳になった人 ➔ 令和6年4月以降、年金天引きに切り替わる予定です。

※切り替えは市が行いますので、個人の手続きは不要です。年金天引きに切り替わる方には、事前に通知します。

Q. 介護サービスを利用しなくても保険料を納めるのですか？納めた保険料は返してもらえますか？

A. みなさんに納めていただく保険料は、介護保険の大切な財源です。医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険は、助け合いの精神に基づき高齢者を支える社会保険制度です。ご理解をお願いします。

なお、市では介護認定を受けていない人を対象に、一般介護予防事業を実施しています。詳しくはお住まいの各地域包括支援センターにお問い合わせください。

収入の申告をしていない人は

- 遺族年金や障害年金など住民税課税の対象とならない収入のみの人や収入がなかった人については、確定申告等の必要がないため、申告をしていなくても、介護保険料の所得段階は第1段階または第4段階で決定しています。
- 介護保険料の年額が決定した後に、収入が明らかになった場合には、遡って介護保険料を変更し、追加で納めていただくことがありますので、正しい収入の申告をお願いします。

介護保険料を滞納すると？

- 災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、介護サービスを受ける際の**自己負担割合（1～3割）が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりする、給付制限措置**がとられます。納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。

お問い合わせ先　宗像市 健康福祉部 介護保険課 介護保険係（宗像市役所北館 1 階 17 番窓口）
〒811-3492 宗像市東郷 1-1-1
☎0940-36-4877